

特定非営利活動法人どりいむスイッチ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人どりいむスイッチという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市霞町一丁目8番15号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に社会参加に困難をかかえる子ども若者とその家族に対し、自立支援及び職業能力開発に関する事業をとおして専門性をもって関わることで、彼らと社会とのかけ橋となり、自分らしく生きていける社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① こども・若者の居住支援事業
- ② こども・若者の自立支援事業
- ③ こども・若者の居場所づくり事業
- ④ こども・若者の社会参画支援事業
- ⑤ こども・若者に関わる人材育成事業
- ⑥ その他第3条の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 本会が解散したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2. 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
5. 前各項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第 1 項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、監事が招集する臨時総会を除き理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面や電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面や電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面や電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものと見なされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は

権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中村	友紀
副理事長	石井	晃二
理事	小林	史明
理事	三好	良治
理事	天満	環
理事	三好	幹子
理事	中村	五郎
監事	三ツ石	義明

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（個人及び団体） 入会金 5,000 円
正会員（個人及び団体） 年会費 6,000 円
 - (2) 賛助会員（個人及び団体） 入会金 0円
賛助会員（個人及び団体） 年会費一口 2,000 円

附 則

1. この定款は、平成 27 年 2 月 17 日から施行する。
2. この定款は、令和 2 年 7 月 12 日から施工する。
3. この定款は、令和 7 年 月 日から施工する。（広島県の認証日）

令和 7 年度 事業計画書（案）
（令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日）

特定非営利活動法人どりいむスイッチ

事業の実施方針

福山市をはじめとする 6 市 2 町の備後圏域において、社会参加に困難をかかえる子ども若者とその家族が、主体的に幸せに生きていくことに貢献するために、専門性をもって関わり、社会へのかけ橋となるために、以下の事業を実施する。

1 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

定款事業名	事業名及び事業内容	実施期間	主な実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (千円)
①こども・若者の 居住支援事業	自立援助ホームエクリュ 義務教育終了後、就労による自立を目指す女子を対象とした、住まい提供と生活支援事業	通年	福山市内 住所非公開	職員 11 人	原則 15 歳から 20 歳のホームに入居している女子 6 人	24,432
②こども・若者の 自立支援事業	アフターケア事業所カモミール 児童養護施設等の退所者や虐待を受けた経験のある若者等を対象とした生活支援を行う事業	通年	三之丸 ビル 3 階	職員 6 人	広島県内の児童養護施設の退所者等延べ約 3,700 人	21,567
	若者支援×コミュニティ事業 若者支援からまちづくりを考える、若者を共に暮らしやすいまち	通年	霞町ビル 2 階	職員 3 人	備後圏域のひきこもりがちな若者やその家族延べ約 1,000 人、若者支援に関心を寄せる市民延べ約 30 人	100
③こども・若者の 居場所づくり事業	若者のユニバーサルな居場所づくりについて検討中	令和 9 年度 以降予定				
④こども・若者の 社会参画支援事業	ふくやま地域若者サポートステーション 相談、キャリアカウンセリング、社会人準備プログラム、職場体験等による就労支援事業	通年	霞町ビル 2 階	職員 7 人	備後圏域の 15 才～49 才までの若年無業者延べ約 2,000 人	15,912
	D シナジー Web サイト作成等を若者 在宅ワーカーと協働して行う事業	通年	三之丸 ビル 3 階	職員 3 人	協働する若者在宅ワーカー 10 人、企業役 5 社	937
⑤こども・若者に 関わる人材育成事業	ひろしま・おかやま若者サポートネットワーク	通年	三之丸 ビル 3 階	職員 3 人	助成団体を通して支援する若者延べ約 500 人、ネットワーク加入団体 17 団体	8,747
⑥その他第 3 条の 目的達成のために 必要な事業						

令和 8 年度 事業計画書（案）
（令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日）

特定非営利活動法人どりいむスイッチ

事業の実施方針

福山市をはじめとする 6 市 2 町の備後圏域において、社会参加に困難をかかえる子ども若者とその家族が、主体的に幸せに生きていくことに貢献するために、専門性をもって関わり、社会へのかけ橋となるために、以下の事業を実施する。

1 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

定款事業名	事業名及び事業内容	実施期間	主な実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (千円)
①こども・若者の 居住支援事業	自立援助ホームエクリュ 義務教育終了後、就労による自立を目指す女子を対象とした、住まい提供と生活支援事業	通年	福山市内 住所非公開	職員 11 人	原則 15 歳から 20 歳のホームに入居している女子 6 人	24,432
②こども・若者の 自立支援事業	アフターケア事業所カモミール 児童養護施設等の退所者や虐待を受けた経験のある若者等を対象とした生活支援を行う事業	通年	三之丸 ビル 3 階	職員 6 人	広島県内の児童養護施設の退所者等延べ約 3,700 人	21,567
	若者支援×コミュニティ事業 若者支援からまちづくりを考える、若者を共に暮らしやすいまち	通年	霞町ビル 2 階	職員 3 人	備後圏域のひきこもりがちな若者やその家族延べ約 1,000 人、若者支援に関心を寄せる市民延べ約 30 人	100
③こども・若者の 居場所づくり事業	若者のユニバーサルな居場所づくりについて検討中	令和 9 年度 以降予定				
④こども・若者の 社会参画支援事業	ふくやま地域若者サポートステーション 相談、キャリアカウンセリング、社会人準備プログラム、職場体験等による就労支援事業	通年	霞町ビル 2 階	職員 7 人	備後圏域の 15 才～49 才までの若年無業者延べ約 2,000 人	15,912
	D シナジー Web サイト作成等を若者在宅ワーカーと協働して行う事業	通年	三之丸 ビル 3 階	職員 3 人	協働する若者在宅ワーカー 10 人、企業役 5 社	1,147
⑤こども・若者に 関わる人材育成事業	ひろしま・おかやま若者サポートネットワークの後継となる事業について検討中	令和 9 年度 以降予定				
⑥その他第 3 条の 目的達成のために 必要な事業						

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人どりいむスイッチ
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	30,000	30,000
2 受取寄附金 受取寄附金	1,037,000	1,037,000
3 受取助成金等 受取助成金 受取補助金	9,822,881 5,180,000	15,002,881
4 事業収益 子ども若者自立支援事業 利用者負担金収益 Dシナジー収益 地球若者サポーステーション事業 退所児童等アフターケア事業 自立援助ホーム設置費収益	100,000 1,100,000 17,864,440 21,500,000 24,233,000	64,817,440
5 その他収益 受取謝金 受取利息 雑収益	60,000	60,000
経常収益計		80,947,321
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 通勤費 福利厚生費	4,575,600 40,345,700 4,974,094 629,200 80,000	
人件費計	50,504,594	
(2) その他経費 地代家賃 旅費交通費 消耗品費 食料費 水道光熱費 車両費 広告宣伝費 印刷製本費 通信運搬費 賃借料 新聞図書費 支払手数料 研修費 雑費 減価償却費 業務委託費 雑費 支払助成金 評価関連費 修繕費 保険料 アウトリーチ費 備品購入費 租税公課 支払利息	6,462,248 662,000 1,942,000 2,058,000 1,198,000 738,000 100,000 178,000 1,019,600 223,600 12,000 1,304,700 225,000 128,000 500,000 1,270,000 91,612 500,000 587,087 465,000 379,540 948,222	
その他経費計	20,890,609	
事業費計		71,695,203
2 管理費		
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 通勤費 法定福利費 福利厚生費	1,366,800 3,716,306 1,670 605,116 15,201	
人件費計	5,705,093	
(2) その他経費 地代家賃 水道光熱費 通信運搬費 支払手数料 旅費交通費 印刷製本費 消耗品費 修繕費 賃借料 広告宣伝費 会議費 接待交際費 雑費 諸会費 支払利息 雑費	488,848 203,984 178,640 868,868 9,806 54,516 111,720 50,860 819,172 16,341 8,172 20,000 105,548 122,580 110,000	
その他経費計	3,205,078	
管理費計		8,910,171
経常費用計		80,605,374
当期経常増減額		341,947
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		341,947
前増減正味財産額		21,000
次増減正味財産額		362,947

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人とりひむスイッチ
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	30,000	30,000	
2. 受取寄附金 受取寄附金	637,000	637,000	
3. 受取助成金等 受取助成金 受取補助金	700,000 5,180,000	5,880,000	
4. 事業収益 子ども若者自立支援事業 利用者負担金収益 Dシナジー収益 地球時空サポートステーション事業 道所児童等アフターケア事業 自立援助ホーム借賃費収益	100,000 1,300,000 17,884,440 21,500,000 24,253,000	65,017,440	
5. その他収益 受取謝金 受取利息 雑収益	100,000	100,000	
経常収益計			71,664,440
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 通勤費 福利厚生費	4,375,600 35,241,700 4,230,000 618,200 80,000		
人件費計	44,745,500		
(2) その他経費 地代家賃 旅費交通費 消耗品費 食料費 水道光熱費 車両費 広告宣伝費 印刷製本費 通信運搬費 賃借料 新聞図書費 支払手数料 研修費 諸謝金 減価償却費 業務委託費 雑費 支払助成金 評価損減費 修繕費 保険料 アウトリーチ費 備品購入費 租税公課 支払利息	6,482,218 587,000 1,922,000 2,056,000 1,198,000 738,000 100,000 143,000 904,600 173,600 12,000 748,700 225,000 98,000 500,000 750,000 91,612 0 0 465,000 279,540 0 0 958,222		
その他経費計	18,412,522		
事業費計		63,158,022	
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 通勤費 法定福利費 福利厚生費	1,366,800 3,290,428 1,678 541,440 15,266		
人件費計	5,215,012		
(2) その他経費 地代家賃 水道光熱費 通信運搬費 支払手数料 旅費交通費 印刷製本費 消耗品費 修繕費 賃借料 広告宣伝費 会議費 接待交際費 慶弔費 諸会費 支払利息 雑費	277,848 179,784 183,440 645,588 9,807 124,516 111,720 90,860 899,172 16,344 8,172 20,000 105,548 122,580 110,000		
その他経費計	2,875,379		
管理費計		8,090,391	
経常費用計			71,249,013
当期経常増減額			415,427
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			415,427
前期繰越正味財産額			362,947
次期繰越正味財産額			778,374